



山形県公報

令和8年2月27日(金)
第683号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……101
- 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会 計 局) ……108

告 示

- 山形県児童手当交付金交付規程の一部を改正する規程……………(しあわせ子育て政策課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……同
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用・産業人材育成課) ……109
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(農業経営・所得向上推進課) ……112
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) ……同
- くろまぐろ(小型魚)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………(庄内総合支庁水産振興課) ……113
- くろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………(同) ……同
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……114
- 森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定……………(森林ノミクス推進課) ……115
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……116
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……同
- 都市計画事業の認可……………(同) ……117
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

公 告

- 一般競争入札の公告……………(税 政 課) ……同
- 令和8年度一般曹候補生等の募集……………(市 町 村 課) ……119
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業振興・経営支援課) ……121
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(農業経営・所得向上推進課) ……122
- 一般競争入札の公告……………(畜産振興課) ……123

規 則

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第3号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則(昭和37年4月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項を削り、同条第2項中「第5条第2号イ」を「第5条第3号イ」に改め、同項第1号イ中

「で、その障がい」を「（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）で、その障がい（同号に規定する障害をいう。以下同じ。）」に改め、同号イ(イ)及び(ロ)を次のように改める。

(イ) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(ロ) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

第1条の3第2項第1号ロからホまでを次のように改める。

ロ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの

ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

ニ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

ホ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

第1条の3第2項を同条とする。

第2条第2号中「同居しようとする親族がある場合は、その親族の」を削り、同条第4号中「老人、」を削り、「前条第1項に」を「前条に」に改め、同号イを削り、同号ロ中「前条第1項第2号イ」を「前条第1号イ(イ)」に、「同号ロ」を「同号イ(ロ)」に改め、同号中ロをイとし、同号ハ中「前条第1項第3号」を「前条第1号ロ」に改め、同号中ハをロとし、同号ニ中「前条第1項第4号」を「前条第1号ハ」に改め、同号中ニをハとし、ホを削り、同号ヘ中「前条第1項第6号」を「前条第1号ニ」に改め、同号中ヘをニとし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地方税を滞納していないことを証する書類

第5条の次に次の1条を加える。

(緊急連絡人)

第5条の2 入居決定者は、緊急連絡人を確保しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める入居決定者については、この限りでない。

2 前項の緊急連絡人は、入居決定者と連絡をすることができる者であつて、知事が適当と認めるものでなければならない。

第6条第1項中「条例第10条に規定する連帯保証人2人の連署する」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の請書には、緊急連絡人の住民票の謄本（緊急連絡人が法人の場合にあつては、登記事項証明書）を添付しなければならない。

第9条を次のように改める。

(緊急連絡人の変更)

第9条 入居者は、緊急連絡人が死亡した場合又は破産手続開始の決定を受けた場合その他知事が必要と認める場合は、速やかに新たな緊急連絡人を確保しなければならない。

2 入居者は、前項の規定により緊急連絡人を確保したときは、県営住宅入居者緊急連絡人変更届出書（別記様式第8号）に当該緊急連絡人の住民票の謄本（緊急連絡人が法人の場合にあつては、登記事項証明書）を添えて知事に提出しなければならない。

3 入居者は、第6条第1項の請書又は前項の変更届出書の内容（緊急連絡人に係るものに限る。）に変更が生じたときは、県営住宅入居者緊急連絡人住所等変更届出書（別記様式第8号の2）に当該変更を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第16条の4第1号中「社会福祉法第22条」を「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条」に改める。

第16条の5の表中「第7条の2から」を「第5条の2、第7条の2から」に改め、「、第9条」を削る。

別記様式第1号中

氏 名 続 き 柄	
-----------	--

を

(ふりがな) 氏 名 続 柄	
-------------------	--

に改め、

「(敷金 円、権利金 円)」を削る。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

県営住宅使用請書			
			年 月 日
山形県知事 (市町村長) 殿 (山形県住宅供給公社理事長)			
私は、本請書に示されている県営住宅に入居し、使用することについて、公営住宅法、山形県県営住宅条例及び山形県県営住宅条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び入居条件を堅く守ります。			
住 宅 の 所 在 地			
住 宅 名 及 び 番 号	第 号		
家 賃	年度については月額 円とし、翌年度以降は山形県県営住宅条例の定めるところにより算定した額とします。		
敷 金	円		
入 居 者	(ふりがな) 氏 名	(印)	生年月日 年 月 日
	住 所	電話番号 ()	
	勤 務 先	電話番号 ()	
緊 急 連 絡 人	(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称		
	住 所 又 は 所 在 地		
	電 話 番 号		
	入 居 者 と の 関 係		

(注) 1 本請書は、正副2部提出すること。

2 敷金を同時に納付すること。

別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号

県営住宅入居者緊急連絡人変更届出書

年 月 日

山形県知事
 (市町村長) 殿
 (山形県住宅供給公社理事長)

住宅の所在地
 住宅名及び番号
 入居者氏名

下記のとおり緊急連絡人を変更したので、関係書類を添えて届け出ます。
 記

旧 緊 急 連 絡 人	(ふりがな) 氏名又は 名 称	
	住所又は 所 在 地	
新 緊 急 連 絡 人	(ふりがな) 氏名又は 名 称	
	住所又は 所 在 地	
	電 話 番 号	
	入居者との 関 係	

別記様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第8号の2

県営住宅入居者緊急連絡人住所等変更届出書

年 月 日

山形県知事
 (市町村長) 殿
 (山形県住宅供給公社理事長)

住宅の所在地
 住宅名及び番号
 入居者氏名

下記のとおり緊急連絡人の住所等が変更になりましたので、関係書類を添えて届け出ます。
 記

		変 更 前	変 更 後
緊 急 連 絡 人	(ふりがな) 氏名又は 名称		
	住所又は 所在地		
	電話番号		
	入居者との 関係		

別記様式第11号中 「 氏 名 を (ふりがな) 氏 名 に改める。

別記様式第18号の2中 「同居予定者」を 「(ふりがな) 同居予定者」に改める。

別記様式第19号中

氏名

を

(ふりがな)
氏名

に改める。

別記様式第19号の2中

異動した者の
氏名

を

(ふりがな)
異動した者の
氏名

に改める。

別記様式第21号を次のように改める。

様式第21号

<p>県 営 住 宅 明 渡 届 書</p>			
<p>山形県知事 （市町村長） （山形県住宅供給公社理事長）</p>			<p>年 月 日</p>
<p>殿</p>			<p>住宅の所在地 住宅名及び番号 入居者氏名</p>
<p>下記のとおり県営住宅を明け渡したいのでお届けします。</p>			
<p>記</p>			
明 渡 年 月 日	年 月 日		
転 出 先 住 所	電話番号 ()		
入 居 年 月 日	年 月 日	入 居 期 間	年 月 日
敷 金 振 込 先	希望の方法の番号を○で囲み、必要事項を記入してください。		
	1 現在の家賃の引き落とし口座に振り込んでください。		
	2 下記の口座に振り込んでください。		
	銀行		本・支店
	預金種目 1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (カナで記入)			

- (注) 1 この明渡届は、住宅の明渡し日の7日前まで提出すること。
 2 口座名義人は原則として入居者本人名義とすること。なお、本人以外の場合は、委任状を添付すること。
 3 通帳の写しその他の金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名義人が確認できる書類を添付すること。

県記入欄

明 渡 検 査	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分		
監 理 補 助 員 連 絡	済 ・ 未	自 治 会 長 連 絡	済 ・ 未

別記様式第21号の3中 「氏名」 を 「(ふりがな)氏名」 に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第1条の3、第2条、第5条の2、第6条、第9条（これらの規定（改正後の第1条の3を除く。）を改正後の第16条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、別記様式第4号及び別記様式第8号の規定は、この規則の施行の日以後に入居の申込みをした者について適用し、同日前に入居の申込みをした者については、なお従前の例による。
- 3 改正前の別記様式第1号、別記様式第11号、別記様式第18号の2から別記様式第19号の2まで、別記様式第21号及び別記様式第21号の3の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第4号**山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条の3に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2（第2号に係る部分に限る。）の規定により同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合を除く。

別表第1第2項第2号中「、第79号（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2（第2号に係る部分に限る。）の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託するものに限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

告 示**山形県告示第115号**

山形県児童手当交付金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県児童手当交付金交付規程の一部を改正する規程

山形県児童手当交付金交付規程（昭和50年1月県告示第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「併せて」を削り、「を提出する」を「を知事が別に定める日までに提出する」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年度分以後の交付金について適用する。

山形県告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	ピースしみず 新庄市金沢1790番地	就労継続支援（A型）	令和 8. 3. 31
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	ピース五日町 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル	就労継続支援（A型）	同
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	ピース東山 新庄市金沢1587番地の2	就労継続支援（A型）	同

山形県告示第117号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長鶴巻学から、争議行為を行うことについて、令和8年2月17日次のとおり通知があった。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

賃金引上げ等の要求に関する件

2 期 間

令和8年3月11日以降事件解決の日まで

3 場 所

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立リハビリテーション病院

同 上山添字神明前38番地

医療生活協同組合やまがた

住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9

医療生活協同組合やまがた

鶴岡協立病院附属クリニック

鶴岡市文園町11番3号

医療生活協同組合やまがた

メディカルフィットネスV i V i D

同

医療生活協同組合やまがた

おひさま協立歯科

同 日枝字海老島159番地1

医療生活協同組合やまがた

訪問看護ステーションきずな

同

医療生活協同組合やまがた

ひとみ保育園

同

医療生活協同組合やまがた

協立ケアプランセンターふたば

同 双葉町13番45号

医療生活協同組合やまがた

住宅型有料老人ホームはくとふる海老島

同 日枝字海老島64番地

医療生活協同組合やまがた

介護療養型老人保健施設せせらぎ

同 文園町9番34号

医療生活協同組合やまがた

小規模多機能型住宅介護事業かがやき

東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8

医療生活協同組合やまがた グループホーム和楽居	鶴岡市日枝字海老島63番地 5
医療生活協同組合やまがた 小規模多機能施設くしびき	同 上山添神明前42番 1 号
医療生活協同組合やまがた しろにし診療所	山形市城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた 居宅介護支援事業所虹	同
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホーム協同の家虹	同 北町三丁目 1 番37号
医療生活協同組合やまがた デイサービス虹	同
医療生活協同組合やまがた ヘルパーステーション虹	同
医療生活協同組合やまがた 本部	鶴岡市双葉町13番45号
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	同 民田字代家田100番地 1
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同
社会福祉法人山形虹の会 グループホームかけはし	同
社会福祉法人山形虹の会 山形虹の会訪問入浴サービス	同
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし	同
社会福祉法人山形虹の会 特別養護老人ホームかけはし	同 99番地 1
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし 2 号館	同
社会福祉法人山形虹の会 グループホーム南館	同 民田字船附193番地
医療法人健友会 有料老人ホームてんまの家	酒田市中町三丁目 2 番21号
医療法人健友会 訪問看護ステーションスワン	同 5 番23号
医療法人健友会 認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同 2 番21号
医療法人健友会 介護予防特化型通所介護あゆみ	同 北新町一丁目 1 番21号
医療法人健友会 本間なかまちクリニック	同 中町三丁目 4 番12号
医療法人健友会 本間病院	同 5 番23号
医療法人健友会 本間病院居宅介護支援事業所	同
医療法人健友会 介護老人保健施設ひだまり	同

医療法人健友会 酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
医療法人健友会 高見台クリニック	同	高見台一丁目13番14号
酒田健康生活協同組合 健生ふれあいクリニック	同	泉町1番16号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海酒田リハビリテーション病院	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院		山形市沖町79番地1
医療法人社団小白川至誠堂病院 小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
社会医療法人松柏会 至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
社会医療法人松柏会 至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同	
社会医療法人松柏会 至誠堂ケアプランセンターみらい	同	旅籠町一丁目7番23号
社会医療法人松柏会 わかばクリニック	同	
社会医療法人松柏会 地域包括支援センターかがやき	同	
社会医療法人松柏会 介護療養型老人保健施設木の実	同	
社会医療法人松柏会 サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち	同	
社会医療法人松柏会 至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番地5
社会医療法人松柏会 至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
医療法人篠田好生会 篠田総合病院		山形市桜町2番68号
医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院		天童市鎌田一丁目7番1号
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院		山形市桜町2番75号
社会医療法人二本松会 かみのやま病院		上山市金谷字下河原1370番地
社会医療法人二本松会 介護老人保健施設かなやの里	同	

4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第118号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西置賜郡白鷹町大字横田尻字中原二4190番1	田	424
西置賜郡白鷹町大字横田尻字中原二4190番9	田	288
西置賜郡白鷹町大字横田尻字中原二4190番13	田	426
西置賜郡白鷹町大字横田尻字中原二4191番1	田	345
西置賜郡白鷹町大字横田尻字中原二4191番2	田	865
西置賜郡白鷹町大字山口字佐野北5431番	田	2,691

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和8年3月	5年	110,850円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第119号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形市農業協同組合
代表理事組合長 大山 敏弘
山形市幸町18番20号

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			備考	変更年月日
変更前	変更後			
甲谷 憲一 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和7年3月31日	
鈴木 公俊 玄米	同 左			

伊藤 俊則 玄米	同 左	
安孫子 誉晃 玄米		
浅野 健介 玄米	同 左	

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 有限会社コクボ
 代表取締役 小久保 正樹
 飽海郡遊佐町遊佐字京田65番地
- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
有限会社コクボ 代表取締役 小久保 良樹 飽海郡遊佐町遊佐字京田65番地	有限会社コクボ 代表取締役 小久保 正樹 飽海郡遊佐町遊佐字京田65番地	令和7年10月10日

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 山形県食糧株式会社
 代表取締役 阿部 恵
 上山市蔵王の森16番地
- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
山形県食糧株式会社 代表取締役 尾形 幸広 上山市蔵王の森16番地	山形県食糧株式会社 代表取締役 阿部 恵 上山市蔵王の森16番地	令和7年12月31日

山形県告示第120号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第121号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第122号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山形市	6者	山形市大字黒沢字中川原531番1ほか15筆
上山市	7者	上山市牧野字原1892番ほか47筆
天童市	8者	天童市大字高楯字桜江1056番ほか46筆
中山町	1者	東村山郡中山町大字岡字中江1799番
大江町	4者	西村山郡大江町大字顔好字前田乙299番ほか10筆
村山市	47者	村山市大字林崎字管巻1902番1ほか771筆
東根市	32者	東根市大字荷口字三束苧1180番ほか96筆
大石田町	12者	北村山郡大石田町大字駒籠字大目2054番1ほか61筆
新庄市	4者	新庄市五日町字梅ヶ崎3082番1ほか115筆
最上町	9者	最上郡最上町大字月楯字熊ノ前540番1ほか41筆
舟形町	2者	最上郡舟形町長沢字関田8273番ほか4筆
大蔵村	2者	最上郡大蔵村大字赤松字沖ノ洞5607番ほか14筆
鮭川村	1者	最上郡鮭川村大字京塚字京塚1051番5ほか4筆
米沢市	7者	米沢市大字上新田字中川原2794番ほか65筆
南陽市	23者	南陽市金山字三石田5432番ほか71筆
高島町	20者	東置賜郡高島町大字福沢字福沢五1013番1ほか181筆
川西町	52者	東置賜郡川西町大字西大塚字犬川五209番1ほか896筆
長井市	29者	長井市今泉字新田715番1ほか170筆
小国町	1者	西置賜郡小国町大字若山字館674番ほか2筆
白鷹町	2者	西置賜郡白鷹町大字高玉字薬師堂前2464番1ほか16筆

飯 豊 町	6 者	西置賜郡飯豊町大字手ノ子字向原3500番ほか248筆
三 川 町	11者	東田川郡三川町大字押切新田字国営西46番ほか85筆
庄 内 町	4 者	東田川郡庄内町槇島字五里塚144番ほか6 筆
遊 佐 町	17者	飽海郡遊佐町北目字楯ノ内146番 1 ほか197筆

- 2 認可年月日
令和8年2月19日

山形県告示第123号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

- (1) 区 域 山形県下一円
- (2) 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

- (1) 松くい虫
- (2) 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類

3 行うべき措置の内容

2の森林病虫害等（以下「松くい虫等」という。）が付着している伐採木等（松くい虫等の駆除を行ったものを除く。）の移動（森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。）を禁止すること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の森林において松くい虫等の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫等が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

山形県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和8年2月27日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 344号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上野曽根字郷野目端55番2地先から 同 53番1地先まで	旧	11.8メートル } 11.2	7メートル
同 上	新	13.8メートル } 11.2	同 上

山形県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和8年2月27日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市小名部字平沢15番4から 同 まで	旧	16.4メートル } 15.0	12メートル
同 上	新	19.1メートル } 15.0	同 上

山形県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和8年2月27日から同年3月13日まで縦覧に供する。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市上野曾根字郷野目端55番2地先から
同 53番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和8年2月27日

山形県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 米沢都市計画道路
 - (2) 名 称 3・4・3号万世橋成島線、3・4・10号通町花沢線、3・4・16号万世町関根線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 3・4・3号万世橋成島線
 - イ 追加する部分 米沢市万世町片子、万世町片子字前川原、通町八丁目
 - ロ 削除する部分 米沢市万世町片子、東大通三丁目、通町七丁目、通町八丁目、福田町一丁目、太田町二丁目、本町三丁目、本町二丁目、本町一丁目、太田町三丁目
 - (2) 3・4・10号通町花沢線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
 - (3) 3・4・16号万世町関根線
 - イ 追加する部分 なし
 - ロ 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所
県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 施行者の名称

山形市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 山形広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・28号四日町山家町線

3 事業地

(1) 収用の部分 山形市印役町一丁目及び二丁目、双月町二丁目並びに鈴川町一丁目地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

令和8年2月27日から令和18年3月31日まで

山形県告示第129号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

〃	南支所	〃	外内島字信州川原6番地	〃	〃	〃	〃
〃	中央支所	〃	白山字西野191番地	〃	〃	〃	〃
〃	北支所	〃	覚岸寺字水上196番地の1	〃	〃	〃	〃

を

〃	中央支所	〃	白山字西野191番地	〃	〃	〃	〃
---	------	---	------------	---	---	---	---

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月13日から施行する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県自動車税申告審査サポートシステム構築業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日時 令和8年4月10日（金） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県自動車税申告審査サポートシステム構築業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 過去5年以内において、都道府県自動車税事務全般に係るシステム開発等を受託した実績があること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課課税係 電話番号023(630)2068

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年3月17日（火）午後3時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月11日（水）午後3時までに山形県総務部税政課課税係に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書

類を提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Services for building an Automobile Tax Return Review Support System: 1 set
- (2) Time-limit for the tender: 10:00 A.M. April 10, 2026
- (3) Contact point for the notice: Taxation Unit, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2068

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日		試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
一般曹候補生	令和8年3月1日（日）から同年5月7日（木）まで	第1次試験	令和8年5月16日（土）から同月18日（月）までのうち1日	Web試験	任意の場所	同左	令和9年3月上旬又は4月上旬
		第2次試験	第1次試験合格者へのみ通知	口述試験 身体検査	第1次試験合格者へのみ通知		
	令和8年7月1日（水）から同年9月1日（火）まで	第1次試験	令和8年9月17日（木）から同月20日（日）までのうち1日	Web試験	任意の場所	同左	
		第2次試験	第1次試験合格者へのみ通知	口述試験 身体検査	第1次試験合格者へのみ通知		

	令和8年9月15日（火）から同年11月20日（金）まで	第1次試験	令和8年11月28日（土）から同月30日（月）までのうち1日	Web試験	任意の場所	
		第2次試験	第1次試験合格者にのみ通知	口述試験 身体検査	第1次試験合格者にのみ通知	同左
航空学生	令和8年7月1日（水）から同年8月28日（金）まで	第1回第1次試験	令和8年9月19日（土）	筆記試験	受験票交付時に通知	同左
		第2回第1次試験	令和8年9月26日（土）	筆記試験	受験票交付時に通知	同左
		第2次試験	第1次試験合格者にのみ通知	適性検査 口述試験 身体検査	第1次試験合格者にのみ通知	同左
		第3次試験	第2次試験合格者にのみ通知	適性検査 口述試験 身体検査	第2次試験合格者にのみ通知	同左
2等陸・海・空士（任期制自衛官）	令和8年3月1日（日）から同年5月7日（木）まで		令和8年5月16日（土）から同月18日（月）までのうち1日	Web試験	任意の場所	
			令和8年5月23日（土）又は同月24日（日）のうち1日	口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地
	令和8年5月8日（金）から同年6月23日（火）まで		令和8年7月3日（金）から同月5日（日）までのうち1日	Web試験	任意の場所	
			令和8年7月11日（土）	口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地
	令和8年6月24日（水）から同年8月17日（月）まで		令和8年8月28日（金）から同月30日（日）までのうち1日	Web試験	任意の場所	
			令和8年9月5日（土）	口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地

令和8年8月18日（火）から同年9月10日（木）まで	令和8年9月17日（木）から同月20日（日）までのうち1日	Web試験	任意の場所	陸上自衛隊神町駐屯地
	令和8年9月26日（土）から同月28日（月）までのうち1日	口述試験 身体検査	東根市	
令和8年9月11日（金）から同年10月28日（水）まで	令和8年11月6日（金）から同月8日（日）までのうち1日	Web試験	任意の場所	陸上自衛隊神町駐屯地
	令和8年11月14日（土）	口述試験 身体検査	東根市	
令和8年10月29日（木）から同年11月30日（月）まで	令和8年12月4日（金）から同月6日（日）までのうち1日	Web試験	任意の場所	陸上自衛隊神町駐屯地
	令和8年12月12日（土）	口述試験 身体検査	東根市	
令和8年12月1日（火）から令和9年1月6日（水）まで	令和9年1月9日（土）から同月11日（月）までのうち1日	Web試験	任意の場所	陸上自衛隊神町駐屯地
	令和9年1月16日（土）	口述試験 身体検査	東根市	
令和9年1月7日（木）から同年2月2日（火）まで	令和9年2月12日（金）から同月14日（日）までのうち1日	Web試験	任意の場所	陸上自衛隊神町駐屯地
	令和9年2月20日（土）	口述試験 身体検査	東根市	

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話番号023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県みらい企画創造部市町村課（電話番号023(630)2075）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び酒田市役所において令和8年6月29日まで縦覧に供する。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ酒田店
酒田市日の出町一丁目1番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青 木 宏 憲

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
マルホンカウボーイ酒田店	酒田市日の出町一丁目1番地1

(変更後)

名 称	所 在 地
クスリのアオキ酒田店	酒田市日の出町一丁目1番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 縦覧に供する届出書のとおり

(変更後) 縦覧に供する届出書のとおり

4 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

5 届出年月日

令和8年2月10日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年6月29日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
新庄市大字鳥越字橋向523番1	田	946
新庄市大字鳥越字橋向526番3	田	1,760
新庄市大字鳥越字橋向538番	田	1,723

新庄市大字鳥越字岩木4688番	田	2,890
新庄市大字鳥越字熊ノ沢1497番9	田	4,255

- 2 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年5月	10年	298,710円

- 5 その他
この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年3月13日までに意見書を提出することができる。
- (1) 意見書の記載事項
- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
 - ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
 - ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - ホ 意見の趣旨及びその理由
 - ヘ その他参考となるべき事項
- (2) 意見書の提出先
山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、豚熱ワクチンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年2月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日時 令和8年4月10日（金） 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量
 - イ 豚熱ワクチン20ドーズ 3,350バイアル
 - ロ 豚熱ワクチン50ドーズ 7,820バイアル
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間及び納入方法 契約締結の日から令和9年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を指定する方法で納入すること。
 - (4) 納入場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 (1)のイ及びロそれぞれについて、1バイアル当たりの単価により行う。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報第675号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定により卸売販売業又は店舗販売業の許可を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県農林水産部畜産振興課衛生担当 電話番号023(630)2470
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県農林水産部畜産振興課衛生担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ2の(1)のイ及びロのそれぞれの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年3月25日（水）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月18日（水）午後5時までに山形県農林水産部畜産振興課衛生担当に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証する書類を提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については、入札説明書及び仕様書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Classical Swine Fever Vaccine
 - ① Classical Swine Fever Vaccine : 3,350 vials, with 20 doses each
 - ② Classical Swine Fever Vaccine : 7,820 vials, with 50 doses each
- (2) Time-limit for the tender: 1:30 P.M. April 10, 2026
- (3) Contact point for the notice: Livestock Promotion Division, Agriculture, Forestry, and Fisheries Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2470

令和8年2月27日印刷 発行所 山形県庁
令和8年2月27日発行 発行人 山形県